

〔書 評〕

堀場純矢著

『児童養護施設の労働問題

—子ども・職員双方の人権保障のために—

(ミネルヴァ書房、2025年)

ゆあさ るん
湯浅 論

(労働調査協議会 特別調査研究員)



本書は、アンケート調査およびインタビュー調査に基づいて、児童養護施設で働く職員の労働問題を多面的かつ実証的に明らかにした、他に類をみない研究である。

児童養護施設は、その多くが第二次世界大戦中に親を失った戦争孤児に対する宗教家・篤志家による保護から始まったという由来、および、親代わりとしての役割が求められるという職務上の特性から、職員の自己犠牲的な労働を当然とする文化が形成されてきた。

その後、制度改善が進んだものの、近年、児童養護施設の小規模化・地域分散化が進む中で、一人勤務や宿直などが増えて職員が疲弊し、職員の確保・育成に困難をきたすという状況にある。したがって、労働環境改善は喫緊の課題だが、1970年代以降、児童養護施設の労働問題を扱った研究はほとんど行われていない。

そもそも児童養護施設はその由来もあって、労働問題や労働組合に対する忌避感があり、他の社会福祉施設に比べて労働組合の組織率も低い。そうした中で、労働組合の役割に焦点をあてて、実証的に明らかにしていることは、本書の特色のひとつである。

全国各地の児童養護施設を対象にしたアンケート調査では、児童養護施設職員の賃金、労働条件、健康状態、職業継続の背景、仕事のやりがい、苦情・要望の内容と対応などをたずねている。その結果、正規職員の労働条件は相対的に安定しているものの、仕事の特性に加えて、労働時間の長さや宿直回数の多さ、有給休暇取得日数の少なさなども影響して、職員の心身のストレスが深刻であった。こうした中でも、仕事にやりがいを感じている職員が95%と顕著に高い一方で、職員の多くは給与の低さや心身の疲労、休暇の取りにくさなどに不安や悩みを抱えていた。また、仕事を辞めたいと思ったことがある職員は61%で、その理由は職場の人間関係や労働条件・労働環境、施設の子どもの関係が多く、辞めたいと思った時に支えになったものも職場の同僚・上司の理解・協力や施設の子どもの関係であった。

労組の有無別にみると、労組がある児童養護施設は、ない施設と比較して賃金や研修参加率などが高い傾向にあることに加えて、働きやすい環境がきめ細かく整備されており、職員の多くが労働組合や社会運動の重要性を強く認識していることが明らかにされている。

子どもの権利条約（1989年）に示される「子どもが家庭的な環境で育つ権利」を実現する方策として、2000年代以降児童養護施設の小規模化が進められてきた。そこで暮らす子どもにとっては多くのメリットがあるものの、これを施設職員の労働問題としてみた場合、一人勤務の増加、職員の孤立化傾向、新人の育成が困難などのデメリットが多く、国の方針と現場の実態に乖離があることも明らかにされている。そうしたなかでも、調査対象施設ではさまざまな工夫をしながら働きやすい環境づくりや職員集団づくりをしていることが示されている。しかし、施設における労働問題を改善するためには個々の施設の自助努力だけではなく、労働組合への組織化と国・自治体に対する制度の改善に向けた社会運動が必要である、と著者は言う。

本書が対象にしているのは児童養護施設であるが、看護・介護・保育などのケア労働者が抱えている労働問題とも共通する部分は多く、労働組合の役割と意義についても示唆されることが多い。

社会福祉分野の労働は人に関わる営みである。そこには、サービスを受ける側と提供する側の相互関係があり、両者ともに権利が守られ、「最善」がなされることを追い求めていきたい。本書の副題（子ども・職員双方の人権保障のために）には、そうした著者の思いが込められていると感じる。